

上市町地域公共交通活性化協議会 会議運営規程（案）

令和元年5月8日制定

（設置）

第1条 この規程は、上市町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、上市町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の議事及び会議運営に関し、必要な事項を定める。

（召集）

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに、開催の日時、場所、議題、その他必要な事項を委員に通知しなければならない。但し、規約第8条に基づく書面決議並びに緊急を要する場合は、この限りでない。

2 会長は、委員に通知したのち、会議開催日前までに町ホームページ等により開催を告知するものとする。

（公開又は非公開の決定）

第3条 規約第7条第6項の規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

（会議録の作成等）

第4条 議長は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 会議の公開（非公開・一部公開）とその理由
- (3) 出席した委員名
- (4) 議題及び議事の要旨
- (5) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

（会議録の公開）

第5条 会議録及び会議資料は、公開する。但し、規約第7条第6項のただし書きの規定により、非公開とされた部分については、この限りでない。

2 会議録及び会議資料の公開方法は、町ホームページによる公表又は協議会事務局における閲覧によるものとする。

（傍聴）

第6条 傍聴を希望する者は、規約第7条第6項のただし書きの規定により、会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

(傍聴者の定員)

第7条 傍聴者の定員は、会場の規模を勘案して、円滑な審議ができる範囲とする。

2 傍聴を希望する者が、前項に規定する範囲を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

(傍聴の申し出)

第8条 傍聴を希望する者は、会議の当日、傍聴申出書に住所及び氏名を記入のうえ申し出なければならない。

(会議場に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯していると認められる者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者。
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を持っている者。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者。

(傍聴人の遵守事項)

第10条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) はちまき、腕章等により示威行為を行わないこと。
- (4) 会議が非公開とされた場合には、退出すること。
- (5) 許可なく、撮影、録音、携帯電話の使用をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し又は妨げになるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第11条 傍聴人は、会議に同席している町職員の指示に従わなくてはならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和元年5月8日から施行する。